

国民健康保険税 第8期
 住民税普通徴収 第4期



令和4年度税制改正大綱が閣議決定されました

あけましておめでとうございます

令和3年12月24日に令和4年度の税制改正大綱が閣議決定しました。

今回は主に個人所得課税に関する概要を一部ご報告します。

(1)住宅ローン控除制度の見直し

- ① 住宅ローン控除の適用期限(令和3年12月31日)を令和7年12月31日まで延長
- ② 住宅の取得等をして令和4年から令和7年までの間に居住の用に供した場合の限度額等は以下の表のとおりとする

・認定住宅等以外の場合

居住年	借入限度額	控除率	控除期間
令和4年・令和5年	3,000万円	0.7%	13年
令和6年・令和7年	2,000万円		10年

※既存住宅の取得又は住宅の増改築等における借入限度額は一律2,000万と、控除期間は一律10年とする

・認定住宅等の場合

	居住年	借入限度額	控除率	控除期間
認定住宅	令和4年・令和5年	5,000万円	0.7%	13年
	令和6年・令和7年	4,500万円		
ZEH水準省エネ住宅	令和4年・令和5年	4,500万円		
	令和6年・令和7年	3,500万円		
省エネ基準適合住宅	令和4年・令和5年	4,000万円		
	令和6年・令和7年	3,000万円		

※認定住宅とは、認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅をいう

※認定住宅等で建築後使用されたことのあるものの取得の場合は借入限度額は一律3,000万と、控除期間は一律10年とする

- ③ 適用対象者の所得要件を2,000万円以下とする(現行:3,000万円以下)
- ④ 令和5年以前に建築確認を受けた新築住宅について、合計所得金額1,000万円以下の者に限り、40㎡以上50㎡の住宅を控除対象とする
- ⑤ 個人住民税における住宅借入金等税額控除の上限額の引き下げ
 現行:最高13.65万→令和5年度以降:最高9.75万

<令和2年分の相続税申告状況は?・国税庁が発表>

課税割合が8.8%に増加した!(前年8.3%)

国税庁は令和3年12月16日、令和2年度分の相続税申告状況を公表した。平成27年1月以降の相続については基礎控除額の引き下げ等が行われている。

相続税の課税対象となった被相続人数は、元年分の115,267人から120,372人へと増加している。

死亡者に対する課税割合は、元年分8.3%から2年分8.8%へと増加。

課税価格は元年の15兆7,843億円から16兆3,937億円へ、相続税額は元年の1兆9,754億円から2兆915億円へと増加している。

令和元年分は減少傾向でしたが、令和2年分では増加に転じている。相続税に関する実地調査件数は、コロナ禍の影響で減少している(対前年比48.0%)が、簡易な接触件数等が増加しており(対前年比157.9%)、今後も同様な傾向が続くのでは? **相続に関する、ご相談は事前に!当事務所へ!**